

# 第7回総務経済常任委員会・厚生文教常任委員会 合同委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和3年2月22日（月曜）		午前 9時30分 開会			
	休憩 10:15-10:25、10:41-10:42、11:12-11:13					
	午前 11時14分 閉会					
	休憩時間： 0時間12分		会議時間： 1時間32分			
会議場所	役場3階 委員会室					
出席委員 氏 名	委員長	正村紀美子	委員長	立川 美穂	委 員	広瀬 重雄
	副委員長	鈴木 健充	副委員長	渡辺洋一郎	委 員	常通 直人
	委 員	黒田 栄継	委 員	中田智恵子	委 員	西尾 一則
	委 員	堀切 忠	委 員	橋本 和仁		
	委 員	中村 和宏	委 員	梶澤 幸治		
	委 員	柴田 正博	委 員	寺町 平一	議 長	早苗 豊
説明員	総務課長参事	菅原 庸晴	商工観光課長	紺野 裕		
	企画財政課長	石田 哲	商工観光課長補佐	小林 徳昭		
	企画調整係長	我妻 修一	商工振興係長	中村 宗紀		
参考人						
欠 席 委 員 氏 名						
事務局職員	事務局長	仲野 裕司	係長	佐藤 史彦		
<p>1 開 会 正村委員長が開会を告げ、事務局から委員会の日程について説明をする。</p> <p>2 議 件 (1) 調査事項 ア 町内におけるキャッシュレス決済の推進について 委員長：担当課から説明願います。 商工観光課長：担当から説明します。 商工振興係長：前回合同委員会で説明した、新型コロナウイルス感染症対策商工業支援事業のうち、キャッシュレス決済の推進について、事業の目的等を改めて説明するもの。プレミアム付商品券の販売についても、参考として記載した。 事業目的は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ消費の回復と収束後を見据えた町内事業者の事業推進のため、プレミアム付商品券販売補助、キャッシュレス化推進補助、キャッシュレス決済を活用した消費喚起に取り組むもの。これらの事業を組み合わせることで実施することにより、町内消費喚起、町外からの消費の取り込みとともに感染症対策と収束後も見据えた町内事業者のキャッシュレス決済を推進する。</p>						

事業スケジュール(案)について、プレミアム付商品券販売事業は7月販売開始としているが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、商工会と協議を行い検討していく。(仮称)町内事業者キャッシュレス化推進補助は、その対象を町内・町外とし、町民以外のQRカード利用を想定しているもので、町内3団体において、4月から6月に端末導入とシステム構築、7月からシステム運用を予定。このシステムはキャッシュレス決済も対応可能となる。キャッシュレス決済を活用した地域経済活性化事業は、その対象を町内・町外、ポイント付与を7月から8月としている。

実施時期について、新型コロナウイルス感染症の状況も見ながら、プレミアム付商品券販売事業は最短で4月からの事業者募集・購入申込受付・販売を行う。キャッシュレス決済を活用した地域経済活性化事業は、(仮称)町内事業者キャッシュレス化推進補助のシステム運用が7月開始予定であり、それに合わせた事業実施時期を設定し、町内事業者がコロナ収束後も見据えたキャッシュレス決済の環境を整備して事業を行い、町内におけるキャッシュレス決済の推進を図るもの。

2ページは町内事業者が導入を検討している端末。電子マネー・ポイント機能・レシート機能を有しており、ICカードやQRカード、スマートフォンに対応する機種となっている。町内事業者において端末を導入し、新たなポイント事業とともに、キャッシュレス化に取り組むこととしている。

委員長：質疑を行います。

堀切委員：前回委員会で説明のあったPay Payポイント付与の関係はどれか。

商工振興係長：事業スケジュール案の中段3つ目の事業が該当する。

堀切委員：キャッシュレス推進補助で端末を導入し、それもポイントを付与するという理解で良いか。

商工振興係長：導入を検討する端末において、各事業者がそういった事業者と契約すれば対応可能。

広瀬委員：町内の3団体の再確認をしたいが。

商工振興係長：芽室ふれ愛スタンプ会、めむろみなくる商店会、芽室買い物スタンプカード事業運営協議会の3団体に加盟している事業者。

広瀬委員：先ほどの答弁の3つ目の事業とはどの部分か。

商工振興係長：キャッシュレス決済を活用した地域経済活性化事業が対象。

広瀬委員：Pay Payの10%付与が今回の資料から抜けているが、考え方が変わったのか、あえて載せていないのか。

商工観光課長：前回説明から基本的に内容に変更はない。コロナ対策、消費喚起、外貨の獲得として自治体と連携した取組の実績があり、町内130以上の事業者で決済可能なPay Payと連携していくと説明している。今後の制度設計においては、より効果のある事業とするため、他の事業者も含めて検討はしていく考え。

橋本委員：130者の内訳、業種は把握しているか。

商工振興係長：事業者から数は聞いてはいるが、未契約の段階で取扱い事業者リストは貰えない。

常通委員：公共料金の支払いも見込みながらの事業展開となるか。

企画財政課長：他の自治体に例はあるが、一定の手数料がかかるため、誰が負担するか

などの整理が必要であり、直ちに導入する状況にはない。

常通委員：130者も手数料はかかると思うが、その手数料補助なのか、ポイント10%への補助なのか。どの部分への補助となるか。

商工振興係長：10%のポイント付与への町負担。決済手数料は事業者負担となる。なお、広告の事務費は町が負担する。

商工観光課長：Pay Payの事業者との話では9月までは決済手数料不要となっている。10月以降継続する場合は事業者負担となる。

梶澤委員：新たな顧客や外貨獲得も目的であり、全ての事業者の利用が理想だが、利用しやすい事業者などを捉えているか。

商工観光課長：3団体からの要望を基に進めており、実施に当たっては3団体が中心となって新たな事業者を募集していくことになる。小売りなど対面販売サービスに効果があると考えている。事業を実施していく上で他の業種へもと考えている。

梶澤委員：10%のポイント付与だが、その理由は。

商工振興係長：率は、見積をもらっており、事業費全体、交付金等財源も踏まえ、2か月間試験的に実施ということでデータを取るため設定したもの。

梶澤委員：町外からの消費獲得で10%では少ないのではないかと。利用者側の視点が必要。高齢者は分かりにくい。課題は捉えているか。

商工振興課長：ポイントの設定は課題であった。芽室町の規模の中でどの程度経済効果があるのかを10%で検証していきたい。キャッシュレスも若者は利用しており、その効果など事業実施者に求めながら把握したい。先進地では同様のキャンペーンでポイントも多くしたところ、予定より多い利用があり途中でやめたなどと聞いている。まずは10%で様子を見たい。その後に検証して今後どうするかを検討したい。

梶澤委員：若い人に多くの恩恵がある。町民へのアナウンスが必要であるが、スマホではないから利用できないなどは不公平となる。どのようなアナウンスを考えているか。

商工観光課長：全ての方が利用できるとは考えていないが、より多くの方に使っただけのアナウンスを工夫したい。コロナ収束後のビジネスモデルを考えるとキャッシュレス決済の推進は重要であり、システム導入支援と合わせて事業展開していきたい。キャッシュレスが難しい方にはプレミアム付き商品券を利用してもらいたい。

梶澤委員：非接触のためにはすべての町民が利用できる環境を整えるべき。特に高齢者にも利用してもらえ発信が必要ではないか。

商工観光課長：高齢者には馴染みがないことは理解している。町民向けの周知を図りながら進めたい。キャッシュレス決済には今後も取組む必要があるが、商品券の手渡しなども総合的に考えながら進めたい。

広瀬委員：キャッシュレス決済の推進は進めるべきである。目的の経済の活性化につながるのかという部分が疑問。利便性の向上、世界の潮流、キャッシュレス化によるコロナの感染予防の3つの部分がある中で、非接触を町として推進していくことを伝えるべき。消費拡大を前面に出すと議論がおかしくなる。商工観光の担当課としては消費拡大がメインかもしれないが、町としてのキャッシュレス化の考え方を整理すべきではないか。

商工観光課長：キャッシュレス化推進補助は国から補助をもらう。主目的はコロナの

影響により落ち込んだ消費の回復と合わせて、収束後を見据えたコロナ対策のビジネスモデルとなる。商工観光課としては合わせて消費喚起にもつなげていきたい。あくまでも事業の主目的はコロナ対策の非接触となる。

堀切委員：P a y P a y から申し入れがあったと思う。他の事業者は排除しないというが、町からアプローチすべきではないか。

商工観光課長：キャッシュレス化で最初に話があったのはP a y P a y。それを基に先進自治体の状況等を見て実施の検討を進めた。他の事業者にも町からアプローチしている。返答があるところもないところもある。見積を確認する中では経費的にかけ離れた部分もあり、低い額で効果的なものを考えたときに複数の事業者が成り立つかも検討していきたい。

橋本委員：コロナ収束後のということであるが、公共ポイントの対応も可能な端末ということで、スケジュール等はあるか。

商工振興係長：行政関係のポイントについては、令和3年度中に移行できるか検討していきたい。

橋本委員：いずれ公共のポイントも取組むということによいか。

企画財政課長：例として健康ポイントは4つ貯めて1つの効果となる仕組み。4つ集まることに意味があることなどを考えると、制度設計をしっかりとしなければ健康ポイント本来の目的がずれてしまう。今段階で統合が約束できるものではない。

常通委員：町内130者で利用できるとのことだが、3団体に相当数含まれているのか。

商工振興係長：リストがないため分からない。

常通委員：団体としての契約か、個店としての契約か。

商工振興係長：端末を導入した個店ごとの契約となる。

常通委員：各個店が他の電子マネーの会社と契約した場合でも、この端末で利用できるか。

商工振興係長：それぞれの事業者がそれぞれ契約可能である。

渡辺委員：現在の3団体のポイントはどう扱うか把握しているか。

商工振興係長：ある程度期間を定めて精算し、新たなポイントに移行すると聞いている。

渡辺委員：町民に不利益が出ないための周知などを3団体に要望する、または町として行うなどの考えはあるか。

商工振興係長：町民に不利益が生じないように十分な移行期間を設け、周知するよう3団体に要請していく。

委員長：以上で調査事項「ア 町内におけるキャッシュレス決済の推進について」を終わります。

イ 新型コロナウイルス対策公共施設管理事業について

委員長：担当課から説明願います。

企画財政課長：資料2-1、事業の目的は、前回の合同委員会でお示ししたとおり。

備考の(1)として、指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的で地方公共団

体が設ける公の施設の管理に、民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を目的とするもの。芽室町では、めむろ駅前プラザ、芽室町国民宿舎等、芽室町中央公民館、芽室町社会体育施設等の4施設等において採用。

(2)として、指定管理者制度を採用している4施設に新型コロナの影響を確認したところ、施設の利用料金を指定管理者が自らの収入とする利用料金制度を採用している芽室町国民宿舎等において、利用料金が大幅に減少しており、大きな影響があったことが確認された。そもそも公の施設は、本来的には町が管理すべき施設であるが、指定管理者制度により管理運営を委託しているもので、利用料金が大幅に減少したことから、設計変更による委託料の追加を行おうとするものであり、民間施設における売上減少とは別に検討すべきと考えている。

表のとおり今回検討すべきは、あくまでも4施設であり、この中で利用料金制度を採用しているのは1施設であり、委託業務の収支上影響があるのも1施設であることから、結果として委託料の追加・設計変更を行うのも1施設となったもの。

なお、めむろ駅前プラザほか2施設についても、新型コロナの影響で料金収入は減っているが、町が直接歳入として受けているため、3月議会最終日で歳入の減額補正を行う予定。利用料金制度を採用している施設は委託先の収入が減るので委託料の追加補正、それ以外の施設は町の収入が減るので歳入の減額補正となるが、その基本的な考えは同じとなる。

資料2-2は総務省が発出した通知文。「指定管理者が管理する公の施設について、新型コロナウイルス感染症の対応に係る減収等については、協定等に基づき適切に対応してください」との内容。地方分権であり、最終的には地方自治体の判断になるが、町が本来管理すべきものを指定管理として民間に委託しているものであり、委託先を原因としない理由により収入が減少し収支差が拡大したのであれば、設計変更を行いその差を委託料として支出することが適切な対応と考えている。

商工観光課長補佐：資料2-3について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けている宿舎部門の「当該年度の収入見込み」と「指定管理者募集時の町の積算収入」の差額を設計変更の対象とするもの。設計変更の金額は、「収入見込み」と「募集時収入」の差額から控除分を差し引いたもの。

図の左下に記載のとおり、施設の管理・運営に必要と想定される経費総額を積算し、利用料金制をもって指定管理を委託していることから、料金収入から必要経費を差し引いた部分を指定管理料として受託する事業者を支払っている。今回、現行の指定管理料について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、指定管理事業を受託する事業者がコントロールできない利用自粛という不可抗力により、本来得られるはずの利用料金収入を得ることができない状況であることから、(1)料金収入の項目で示すとおり、「募集時収入」と「収入見込み」との差額を「収入減少分A」として、収入側の設計変更の対象額とするもの。次に、(2)経費減少及び減収対策の項目で示すとおり、利用自粛による食材仕入等に係る経費が減少していることを踏まえ、「経費減少B」として、支出側の設計変更の対象額としている。加えて、経費減少分を集客のための新たな取り組みに充当した、トライアルでのワンデイキャンプやファットバイク、4輪バギーといったアクティビティなどの新たな収入や、コ

ロナ対策による国の持続化給付金、雇用調整助成金の収入を「減収対策C」として、「経費減少B」と併せて「控除分D」として見込むもの。これらを踏まえ、(3)設計変更の金額は、『「収入減少分A」－「控除分D」(「経費減少B」＋「減収対策C」)』として追加する委託料とするもの。

なお、国民宿舎等の指定管理者の募集にあたっては、『芽室町の指定管理に係る「指定管理委託料」と「リスク分担」の考え方』を示しており、年度協定期間内における委託料の額の変更については、先般の合同委員会で国民宿舎等指定管理者年度協定書の写しを資料提出したが、第4条に「委託料の額を変更すべき特別な事情が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。」と規定しており、委託料の額の変更を可能とする事態は、『芽室町の指定管理に係る「指定管理委託料」と「リスク分担」の考え方』に基づくものであり、この中で不可抗力は「協議事項」と定めていることから、芽室町と指定管理者双方の協議を行い、委託料の額の変更を行うもの。

委員長：質疑を行います。

常通委員：持続化給付金制度は嵐山も申請しながら運営しているのか。

商工観光課長補佐：国の持続化給付金、雇用調整助成金を利用している。

柴田委員：総務省通知もあるが、現協定書の範疇で進められるのか。今後内容を見直すこともあるのか。

商工観光課長補佐：委託者と受託者が結ぶ年度協定書第4条に基づいて進めていく。

町としてもリスク管理を定めている。年度協定書を変更する考えはない。

梶澤委員：特別な事情について、定義は明確にされているのか。

商工観光課長補佐：募集の際にも指定管理に係る「指定管理委託料」と「リスク分担」の考え方を示している。この中に指定管理者委託料の額の変更という部分があり、年度協定書第4条に定めるとしており、それを可能とする事態は指定管理に係るリスク分担表に記載している。平成20年にA重油の補てんをしたことがある。本来のリスク管理上燃料経費は物価変動に区分され、指定管理者負担であるが、当時の燃料高騰が適切な施設の維持管理に影響を及ぼしかねないため新たな基準を定めて燃料費に限って補てんしたケースもある。年度協定書第4条に規定する特別な事情というものは、指定管理料とリスク分担の考え方というものに基づいて当てはめて整理している。

梶澤委員：今回の対応は理解できるが、今後の調整なども含めこれを契機にしっかり整理する必要はないか。

商工観光課長補佐：『芽室町の指定管理に係る「指定管理委託料」と「リスク分担」の考え方』を資料提供したい。

委員長：資料提供いただくことに異議はありませんか。

(異議なし)

委員長：資料を求めます。

委員長：資料の説明をお願いします。

商工観光課長補佐：平成19年10月19日に定めたもの。年度途中の指定管理委託料の額の変更という項目について、年度協定期間内における委託料の額変更につい

ては、年度協定書の第4条に委託料の額を変更すべき特別な事情が生じたときはその都度甲乙協議の上定めるものとする」と規定。変更協議が可能な事態として、指定管理に係るリスク分担表に負担者が芽室町及び協議事項として定めたものとしている。今回は、分担表の中に不可抗力という欄があり、自治体又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象に伴う事業履行不能として協議し進めたもの。

委員長：この資料についての質疑はありませんか。

梶澤委員：10年以上前に定めたものであり、都度整理は必要と考える。感染症などの考え方も整理していく考えは。

商工観光課長：リスクの考え方は国の取り決めも参酌しながら定めている。それらを踏まえた検討はしていく。

黒田委員：損失を埋めていくリスク分担であり、足りないものを埋めていくものだが、利益が大きい時にはどうなるのか。

商工観光課長：減収分を埋めるのではなく、委託料を設計変更するもの。利用料金制は嵐山だけであり、経営努力を求めていることから、経営努力による増収は事業者のものとなる。

黒田委員：不可抗力の場合であっても、どの程度までを事業者に求めていくかという部分も明確にしておくべきではないか。事業者のやる気は必要だが、どこまでは事業者頑張ってもらいたいという部分が重要。

商工観光課長補佐：感染症の項目はないため、時代に即した改正は検討しなければならない。企業努力分について控除することの可否など検討した上で今回の積算としたもの。細かい部分については今回を契機に検討していきたい。

鈴木委員：制度上決まっていることであり、コロナの影響で特別な事情となっているが、100%コロナのみの影響であるのか、企業経営や町民からのクレームなどはどうだったのかなどの検証は行っているか。

商工観光課長：営業の減収がコロナだけかという部分で不透明な部分もあるが、過去の実績も踏まえて積算しているもの。苦情等は受託者において改善するなど町とも連携しながら進めていく。

広瀬委員：今後のリスク分担の検討は町全体の指定管理のあり方に共通するものか。

商工観光課長補佐：疑義がある場合は双方協議により決定することになっており、他の指定管理も含めて改正の検討はすることになる。

委員長：資料以外の質疑も受ける。

梶澤委員：1年間の決算前に繰入となった経緯は。

商工観光課長補佐：受託者から12月中旬に相談があり、見込みが出た時点、1月までの実績、2月3月の見込みに基づき設計したもの。3月初日提案予定であり3月中に支出するスケジュール。決算が終わると4月となる。会計年度の原則があり翌年度予算となることから年度内に今年度予算で支出するもの。

梶澤委員：町100%出資であり、説明をしっかりとる必要がある。見込みより収入が増えた場合の対応は。

商工観光課長補佐：町は指定管理料としてその時点で見込まれるものを積算するもの。

梶澤委員：コロナは先が見えていない状況。令和3年度の積算は今回の設計変更も踏まえて積算するのか。

商工観光課長補佐：既に12月定例会議において債務負担行為で限度額として示している。ある程度見込んだ積算をしている。

梶澤委員：ある程度収束して収入が増えた場合は変更するのか。

商工観光課長補佐：令和5年度までが議決されており、不可抗力の場合は別だが基本的には変更はない。今回の設計変更は特例となる。

梶澤委員：令和3年度もコロナ禍が続いた場合は設計変更するのか。

商工観光課長補佐：その時の状況でケースは変わるが、協議の上で方向性を決めていきたい。

委員長：以上で調査事項「イ 新型コロナウイルス対策公共施設管理事業について」を終わります。

委員長：自由討議についてお諮りする。

調査事項ア、イともに無し。

### 3 その他

(1) 次回委員会の開催日時について  
両委員長協議とします。

(2) その他  
委員、議長、事務局ともに無し。

以上をもって、合同委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	0名	議員	0名	合計	0名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和3年2月22日

総務経済常任委員会委員長 正村 紀美子